

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

標 津 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 標津町地域

(1) 現況

本地域は、知床連山から太平洋に緩慢な傾斜をもって広がる丘陵と湿原を含む平坦地が大半を占めているが、泥炭地などの特殊土壌が多く、気候が冷涼であることから、草地が中心となっており、大規模な酪農経営が展開されているが、振興山村地域及び過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要となっている。

また、農家戸数は年々減少を続け、農業従事者の高齢化も進行しており、引き続き新規就農対策を推進し、不足する人材の育成・確保に努めるとともに、認定農業者や農業生産法人など中核的な担い手の育成・確保など地域農業の支援づくりを進めることが求められている。

その他、本地域内には国内有数の鮭の遡上する標津川をはじめとする遡上河川が多数位置しており、水系環境負荷の軽減に配慮した農業生産の取組と広大な経営面積を有する農家の農用地の保全に関する取組に要する負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

ア 対象地域

標津町（山村振興法）（過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

（ア）既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

（イ）既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地となると見込まれる植林がなされるものとする。（「林地化」については以下同じ。）

（ウ）集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業

生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受委託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2. 集落協定の共通事項

町として特段定める事項はない。

3. 対象者

町として特段定める事項はない。

4. その他必要な事項

町として特段定める事項はない。